

※この法令は廃止されています。
平成三十年総務省令第六十一号

国立研究開発法人情報通信研究機構法附則
第八条第四項第一号に規定する総務省令で
定める基準及び第九条に規定する業務の実
施に関する計画に関する省令

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十
一年法律第六十二号）附則第八条第四項第一号
及び第九条の規定に基づき、国立研究開発法人情
報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定
する総務省令で定める基準及び第九条に規定する
業務の実施に関する計画に関する省令を次のよう
に定める。

（識別符号の基準）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法
（平成十一年法律第六十二号。以下「法」と
いう。）附則第八条第四項第一号に規定する総
務省令で定める識別符号の基準は、暗証符号を
設定するものである場合、次の各号のいずれに
も該当することとする。

- 一 字数八以上であること。
- 二 これまで送信型対電気通信設備サイバー攻
撃のために用いられたもの、同一の文字のみ
又は連続した文字のみを用いたものその他の
容易に推測されるもの以外のものであるこ
と。

（実施計画）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以
下「機構」という。）は、法附則第九条前段の
規定により業務の実施に関する計画（以下「実
施計画」という。）の認可を受けようとするこ
ときは、実施計画を総務大臣に提出して申請しな
ければならない。

2 機構が作成する実施計画には、次に掲げる事
項を記載しなければならない。

- 一 特定アクセス行為に係る業務に従事する者
の氏名、所属部署及び連絡先
- 二 特定アクセス行為の送信元の端末設備又は
自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピ
ー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九
年法律第八十六号）第六十四条第二項第三
号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。
以下同じ。）その他のこれらの設備に関する
事項

三 特定アクセス行為に係る識別符号の方針及
び当該方針に基づき入力する識別符号

四 特定アクセス行為の送信先のアクセス制御
機能を有する特定電子計算機である電気通信

設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を
介して接続された他の電気通信設備に割り当
てられるアイ・ピー・アドレスの範囲その他
のこれらの設備に関する事項

五 特定アクセス行為により取得する通信履歴
等の情報の安全管理措置その他の当該情報の
適正な取扱いを確保するために必要な措置に
関する事項

六 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそ
れへの対処を求める通知先に求める特定アク
セス行為により取得する通信履歴等の電磁的
記録に記録された情報の適正な取扱いを確保
するための措置に関する事項

七 その他必要な事項

3 機構は、法附則第九条後段の規定により実施
計画の変更の認可を受けようとするときは、変
更しようとする事項及びその理由を記載した申
請書を総務大臣に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開
発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法
律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日か
ら施行する。

（この省令の失効）

2 この省令は、平成三十六年三月三十一日限
り、その効力を失う。

附 則（令和六年二月二六日総務省令第
一一号）

この省令は、令和六年四月一日から施行す
る。